

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、化学物質等(化学物質及び化学物質の混合物)を取り扱う作業において、その物質の危険性や有害性を知らずに作業を行っていたことによる爆発、火災、中毒等の災害が発生していることから、事業者による適正な化学物質等の管理を促進することが必要となっております。

国際的には、平成15年に、人の健康確保の強化等を目的に、化学物質の危険性及び有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、危険性や有害性の程度等に応じて「どくろ」「炎」等の標章を付すこと、取り扱い上の注意事項等を記載した文書を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」が、国際連合から公表されております。

これを踏まえ、厚生労働省では、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」について、危険性および有害性の範囲を見直し、表示しなければならない事項等の追加を行うとともに、指針の法令上の位置づけを明確にし、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」として平成24年4月1日から適用することとした旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針について」「化学物質等の危険有害表示制度の推進について」「化学物質等の危険有害性評価基準の制定について」「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針の運用について」は、本通達をもって廃止されることとなりました。